

## 医療保険の切り替え手続き おわずれではないですか

「職場の健康保険をやめたととき・家族の健康保険の扶養から外れたとき」

職場の健康保険をやめて、新しい職場の健康保険などに加入するまでの期間は、国民健康保険へ加入の手続きが必要です。

### ●申請に必要なもの

・健康保険資格喪失証明書

※本書は会社または健康保険組合でもらってください。またできれば会社の電話番号を控えてきてください。

・世帯主の印鑑（認め印）

・来庁者の本人確認書類（運転免許証など）

## 「職場の健康保険に加入したとき・家族の健康保険の扶養に入ったとき」

現在、国民健康保険に加入している方で、他の保険（職場の健康保険など）に加入した場合は、必ず届け出てください。

### ●申請に必要なもの

・新しい保険証（職場の健康保険証など）

・国民健康保険証（返却のため）

・印鑑（認め印）

・来庁者の本人確認書類（運転免許証など）

※来庁者が同一世帯でない場合は、

委任状が必要です。

※各種届け出の際、マイナンバーの記入が必要となる場合があります。来庁時はマイナンバーカード（通知カード）をお持ちください。

### ●その他

他の健康保険に加入された後、医療機関で誤って国民健康保険証を提示して診療を受けた場合、国民健康保険から支払われた金額を返還していただくことになります。

他の健康保険に加入され、新しい保険証が手元に届くまでの間はご注意ください。

## 問 住民課（吉備庁舎）

## ジェネリック医薬品を 活用しましょう

ジェネリック医薬品を積極的に利用することで、薬代にかかる医療費を節約することができます。一人一人の節約が、制度全体では大きな効果を生みます。

### ●ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、先発医薬品に比べて価格が安く設定されており、薬代の負担が軽くなります。

また中には飲みやすくなるように薬の大きさ・味・においの改良や保

存性の向上など、より工夫されたものもあります。

### ●信頼できる薬です

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同様の安全基準を満たし、厚生労働省の承認基準をクリアしている信頼できる薬です。

### ●まずはお医者さんに相談を

すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。また医療用医薬品なので、病院や診療所の医師による処方箋が必要です。

症状によっては、新薬を使用した方がよいと医師が判断する場合もあります。

### ●ジェネリック医薬品差額通知

ジェネリック医薬品を使用した場合に1カ月の自己負担額が100円以上軽減される可能性がある方を対象に、参考として「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を送付しています。送付時期は年2回、6月下旬（4月診療分）と12月下旬（10月診療分）です。

※ジェネリック医薬品への切り替えを強制するものではありません。

※薬によっては切り替えができない場合もあります。

### ●ジェネリック医薬品の希望シールをお配りしています

皆さまの窓口負担を節約できるジェネリック医薬品の利用を促進す

るため、

ジェネリック医薬品への

切り替えの意志を手軽に伝えることができる

シールをお配りしています。ジェネリック医薬品を希望される方は、このシールを保険証などに貼ってご利用ください。

## 問 住民課（吉備庁舎）

## 子育て

### 就学援助制度

経済的な理由で、小・中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費・学校給食費などの費用を援助する制度があります。

教育委員会が認定基準に基づいて「要保護および準要保護児童生徒」と認められた場合に援助を行います。希望される方は、在席している小・中学校長までお申し出ください。

## 問 こども教育課（金屋庁舎）

